

# 年金を受給するには請求が必要です

国民年金

60歳になって国民年金保険料を掛け終わり、あとは年金が振り込まれるのを待つだけと思っている人はいませんか。年金は受けられる資格があっても本人からの請求がないと支給されません。年金を受けようとするときは忘れずに手続きをしましょう。

## 受けられる年金

国民年金は、農業や自営業者だけでなく厚生年金や共済組合加入者と、その被扶養配偶者にも共通する基礎年金が支給されます。



## 年金を受取るときの請求先

支給される基礎年金は、下表の老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類でこの中から一人一つの年金が受けられます。

国民年金を受取るための老齢基礎年金裁定請求書の提出先は、次のとおりです。

- 第1号被保険者(自営業・農業・学生など)期間のみの人：市役所の保険年金課窓口
- 第2号被保険者(厚生年金・共済組合) 加入期間のある人：社会保険事務所または共済組合
- 第3号被保険者(厚生年金や共済組合の保険者に扶養されている配偶者) 期間がある人：社会保険事務所

## 「繰り上げ支給」と「繰り下げ支給」

老齢基礎年金は、65歳から受け取ることが原則ですが、60歳から受けられる「繰り上げ支給」や66歳以降に受けられる「繰り下げ支給」の請求ができます。

ただし、繰り上げ支給を受ける一定の割合で減額され、65歳以降も同じ割合で減額された年金を受けることになりますので、健康状態や経済面を良く考えて請求してください。また繰り下げ支給の場合は、年金額が増額されます。

くわしくは保険年金課(☎22・1526)、または千葉社会保険事務局佐原事務所(☎0478・541441)へ。

種類	こんなときに請求を
老齢基礎年金	国民年金の納付(あるいは免除)期間と厚生年金・共済組合の加入期間などが、合計で25年以上ある人が65歳になったとき
障害基礎年金	一定期間以上(注1)保険料を納めている人が病気やけがで一定の障害者になったとき
遺族基礎年金	一定期間以上(注1)保険料を納めている人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていたその人の子(注2)または子のある妻
寡婦年金	第1号被保険者(自営業者など)として保険料納付または免除の期間が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、10年以上継続して婚姻関係のある妻
死亡一時金	第1号被保険者として3年以上保険料を納付した人が、年金を受けずに死亡したとき同居していた遺族。(遺族年金・寡婦年金を受けられるときは支給されません)

注1 初診日(障害のもとになった病気やけがで初めて医師にかかった日)や死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち3分の2以上の期間が保険料納付あるいは免除になっていること(または初診日や死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと)

注2 子は18歳(18歳の誕生日後最初の3月末日)まで。

## 今月の納税

固定資産税・都市計画税(3期分)  
納期... 12月16日(月)~1月6日(月)  
くわしくは資産税課(☎20-1514)へ。

国民健康保険税(6期分)  
介護保険料(6期分)  
納期... 12月16日(月)~1月6日(月)  
くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

# 相談日

## 市民相談所(☎20-1507)

市民行政相談 月~金曜日 8時30分~5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時~4時

法律相談(予約制)水曜日 1時~4時

25日は休み

(裁判所で係争中の事件は除く)

不動産相談 17日(火)10時~正午

税務相談 17日(火)10時~3時

外国人相談 26日(木)1時~4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

24日(火)9時~4時

市民よろず相談 21日(土)1時~4時

(市民よろず相談のみ会場は中央公民館会議室)

## 商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時~4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話を入れてください

高齢者職業相談 月~金曜日 9時~4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 1月9日(木)10時~正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

## パートサテライト(商工会館1階)

(☎22-8281)

パートタイマー職業相談 月~金曜日 9時~4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月~金曜日 10時~4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時~3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 1月7日(火)10時~3時

社会福祉協議会(保健福祉館・☎27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時~3時

酒害相談 19日(木)9時~正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 1月9日(木)2時~4時

場所 住宅介護支援センター玲光苑

(☎24-2251)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月~金曜日 9時~4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 24日(火)10時~3時

開発協会(市体育館・☎26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時~正午

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時~5時

教育センター

(市立図書館2階・☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時~4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月~金曜日 10時~5時

(不登校相談も)



マイホームを購入したら制度の利用を

## マイホームを建設・購入した人へ

### 5年間、市で利子補給

市では、住宅金融公庫から資金を借り入れて、市内に住宅を建設または購入した場合、次の条件で利子の補給をしています。

対象 市町村税を完納しており次のいずれかにあてはまる人  
給与所得だけの人は、金融消費

貸借抵当権設定契約(以下、金消費約という)前年の合計収入額が800万円以下であること

給与以外の所得がある人は、金消費約前年の合計所得額が600万円以下であること

申込期間 金融公庫との金消費約後6カ月以内(やむを得ない理由がある場合は1年以内)

利子補給率 当初の金利マイナス2%(ただし1%を限度)

利子補給額 年末融資残高(1,000万円を限度)×利子補給率×2分の1(5年間補給)

なお公庫でも、年金融資・財形融資・リフォーム融資は対象になりません。

くわしくは営繕課(☎20-1552)へ。

## 農業委員会選挙人名簿の登録

### 申請書の提出は1月6日までに

平成15年1月1日現在、次の要件を満たす人で登録申請書の提出のあった人を、農業委員会委員選挙人名簿に登録します。

市内に住所がある人

昭和58年4月1日以前に生まれ

10アール以上の農地を所有し

耕作の業務を営む人、またはその同居の親族・配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

登録申請書の配布

農業委員会協力が登録申請書を配布します。手元に届かない場合は、市選挙管理委員会ま

たは農業委員会に連絡してください。

登録申請書の提出期限

提出期限は平成15年1月6日

(月)です。農業委員会協力員に渡すか直接農業委員会(市役所4階)に提出してください。

くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111 内線3152)または農業委員会(☎20-1573)へ。

## し尿のくみ取り

### 年末は込み合っているので早めの依頼を

12月はトイレのくみ取り依頼が集中するため、希望の日に作業できない場合がありますので、年内の作業を希望する人は、12月18日

(水)までに申し込んでください。

なお、19日(木)以降の申し込みは、年明けの作業となります。

「早めの連絡・早めのくみ取り」にご協力をお願いします。

くわしくは環境衛生課(☎20-531)へ。

## 選挙人名簿の登録者数が確定

12月2日現在の成田市選挙人名簿の登録者数が次のとおり確定しました。

○男……39、103人  
○女……38、188人  
○合計……77、291人

くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111 内線3152)へ。